

スーパーシティの法令関係

弁護士（弁護士法人英知法律事務所）

森 亮二 MORI Ryoji

スーパーシティの事業計画における データ関連法令の問題

弁護士 森 亮二

1

本調査の概要①

- 本調査は、スーパーシティに関する地方公共団体からの事業計画（規制改革提案を含む）について、適用が想定されるデータ関連の法令について調査するもの。
- 自動運転やドローン等に関するデータに無関係な法令（航空法、道路運送法等）は対象外。
- データはパーソナルデータとそれ以外のデータの両方を含む。
- 規制改革提案それ自体は、法令を意識しつつ規制緩和の提案をするものなので、適法性に関する問題は生じないため取り上げない。

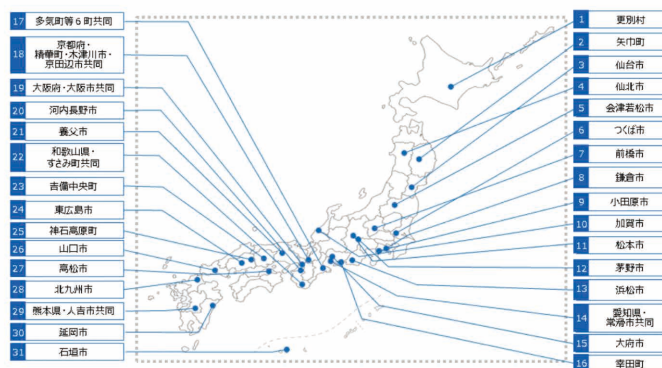
2

本調査の概要②

- 第一に、適法性のリスクがある事業計画を「適法性リスクアプリケーション」として特定した。具体的には以下のとおりである。
 - 顔認識データの利用
 - GIGAスクール関連
 - マイナンバーの民間開放
 - 本人同意のない位置情報の利用
- 第二に、プライバシーに強い配慮を示したものを特定した。
- 第三に、特徴的な事業計画を特定した。具体的には、知的財産権に関するもの、情報銀行を利用するもの、e-Residencyに関するものなどである。

3

3.1の地方公共団体からスーパーシティの提案 ※複数団体による提案の場合は、1団体とカウント。



自治体		
顔認識データ	北海道更別村、茨城県つくば市、神奈川県小田原市、愛知県+常滑市、和歌山県+すさみ町、香川県高松市	6
マイナンバー利用拡大	秋田県仙北市、会津若松市、茨城県つくば市、愛知県幸田町	4
学習データの蓄積	会津若松市、茨城県つくば市、群馬県前橋市、岡山県吉備中央市、香川県高松市、宮崎県延岡市	6
位置情報	北海道更別村、会津若松市、愛知県+常滑市、三重県6町共同、愛知県幸田町、香川県高松市、宮崎県延岡市、兵庫県養父市、和歌山県+すさみ町共同	10
情報銀行	石川県加賀市、兵庫県養父市	2

5

顔認識データの利用

参照・引用資料:

- 「捜査機関の取得する顔情報の利用に対する法的規制—米国との比較を中心に」 杏林大学総合政策学部専任講師 尾崎愛美
- 「欧州AI規則案の概要」国際社会経済研究所 小泉 雄介

6

顔認識技術のアプリケーション

- A. 本人同意に基づく顔認証
スマホやPCのログインや、空港の顔認証ゲート等
- B. 特定の顔写真をデータベースの顔画像と照合する顔照合
容疑者の顔写真の犯罪者データベースとの照合等
- C. 公共空間で不特定多数を対象とした顔認識
公共空間での調査や店舗での顧客分析、万引き対策等

7

A.本人同意に基づく顔認証

→同意が事実上の「強制」になる場合はNG

データ管理者との力関係が弱い立場の個人(生徒、従業員等)に、顔認証以外の方法を用意していない場合や、利用したくない人が映り込まないように措置を講じていなければ違法とされる可能性

- 例) スウェーデンのデータ保護監督機関は2019年8月、学校で生徒の出欠をモニターする目的で顔認識技術を用いた自治体に20万スウェーデン・クローナの制裁金。生徒の同意は取得していたが、「学校と生徒の力の不均衡に鑑みて、同意は有効とはいえない」と判断

8

B. 特定の顔写真をDBと照合する顔照合

→犯罪捜査の目的に限り、犯罪現場等で取得された「容疑者」の顔に対する照合は許容されてきた。ただし、「AIの精度・品質」や「照合するデータベースの内容の正確性」に問題があったり、データの目的外利用があったりするとNG

例) SNSから取得した顔写真を使って、捜査機関に顔認識技術を提供していたClearviewについては、2021年2月、スウェーデンのデータ保護機関IMYが同国の犯罪データ法に違反したとして警察当局に罰金25万ユーロ(約3200万円)を科したほか、カナダのプライバシー監督機関も違法を認定してデータ消去を要請するなどしている

9

C. 公共空間での不特定多数対象の顔認識

→欧米では日本に比べて懸念と批判が出ている

1. 取得の容易さ(他の生体情報より簡単)
2. 透明性の欠如(撮影されていることには気づいても、データベースと照合されているとは思わない)
3. 行動の自由の委縮(常に監視されていると思うと行動を抑止するようになる)
4. 技術の精度への疑問(環境によっては誤照合率が高まる)
5. バイアス(人種、性別、年代のバイアスがある)

(英国議会報告書(2018年)などより)

10

C. 公共空間での不特定多数対象の顔認識

例)

- 2020年5月のジョージ・フロイドさん暴行死事件の後、監視カメラへの批判が高まり、IBM、アマゾン、マイクロソフトが顔認識技術の警察への提供を停止
- 2020年8月 英国の控訴裁判所は南ウェールズ警察がサッカー会場やその周辺で監視リスト登録者の顔約60万件の照合を行ってきたことについて違法と認定
- 2021年、**スペインのデータ保護機関は、店舗内で出所者の顔を監視していた小売チェーンに対しGDPR違反で課徴金**
- その他、米国ではサンフランシスコ、サマービル、オークランド、ブルックライン、パークレーなどで顔認証技術の使用禁止措置を求める法令

11

GDPR-特別な種類の個人データ

- 顔特徴データを含む生体データは**特別な種類の個人データ**(special categories of personal data第9条)として、一定の例外をのぞき、データ主体の**明示的な同意**が必要

ビデオ機器を通じた個人データ処理に関するガイドライン

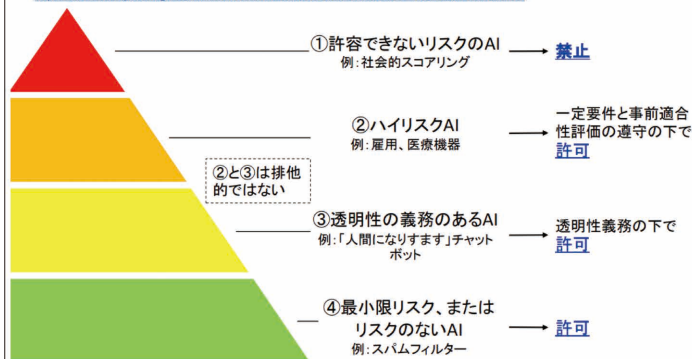
- 例) コンサート会場の顔パス入場は、顔認識システムあり、なしの入り口を明確に区別して設置せよ、店舗でのリピーター分析はすべての客から事前同意が必要、入退室管理はそれ以外の方法も提供しないと強制的な同意で無効

12

欧州AI規則案：リスクベースアプローチ

IISE

Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and Amending Certain Union Legislative Acts (2021年4月21日公表)
(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32021R0689>)



出典: 欧州委員会資料を和訳、加筆

(株)国際社会経済研究所 小泉 雄介氏「欧州AI規則案の概要」

© Institute for International Socio-Economic Studies 2021

6

「許容できないリスクをもたらすAIシステム」より

第5条 禁止される人工知能のプラクティス

1. 以下の人工知能のプラクティスは禁止される

(a)～(c)略

(d)

公的にアクセス可能な空間における法執行の目的での「リアルタイム」リモート生体識別システムの使用。ただし、そのような使用が以下の目的に厳密に必要な場合を除く

- 行方不明の子供等犯罪被害者の捜索
- 人の生命または身体の安全に対する特定された実質的で差し迫った脅威の防止またはテロ攻撃の防止
- 一定の要件を満たす刑事犯罪の加害者又は容疑者の検出

14

顔認識カメラと適法性リスク(日本)

- 顔認識データは、顔認識カメラによって取得される場合、やり方によっては肖像権侵害、プライバシー侵害(不法行為)となる場合がある。
- 顔認識データは、①一意性、②不変性の高い識別子であり、③悉皆性もある。その性質によって大量の情報の名寄せを可能にする。
- 離れたところからカメラによって取得することができる生体情報(本人の意思によらず)であるため、追跡力が高い(⇒指先静脈、虹彩)。

15

顔認識カメラと肖像権侵害

- 肖像権とは:
みだりに容ぼう等を撮影・公表されない権利と定義される。
- プライバシーの特殊領域
- 本調査との関係では、識別子となりうる顔認識データが肖像権とどのような関係にあるかが問題。
- 顔認識カメラについては、アナログカメラと異なり、「姿形」ではなく、「識別情報」が取得されることになるが、それでもやはり肖像権侵害となるか。

16

大阪地判H14.2.19 イラストー和歌山毒入りカレー公判

- 何人たりとも肖像権を有することは先に述べたとおりであるが、この権利を保障すべき実質的な根拠は、個人が、自己の意思に反して自己の容貌や姿態という情報を取得され、或いは利用されるとすれば、その個人の自律性が害され、無視し得ない人格権侵害を招来するという点にある。然らば、個人の容貌や姿態等の情報を獲得する手段が写真であるかイラスト画であるかは肖像権侵害の有無を決定する本質的な問題とはいえず、イラスト画による容貌の描写であっても、その描写の正確性・写実性故に、そこに描かれた容貌がある特定の人物のものであると容易に判断することができる場合、すなわち、イラスト画が人物の特定機能を果たす場合には、当該イラスト画は、その個人との関係で、肖像権を侵害するといわなければならない。
- そして、証拠(中略)によれば、本件イラスト画は原告本人の容貌を捉えたものと容易に判断できるから、本件イラスト画は原告の肖像権を侵害するというべきである。

- 本人特定機能があるから肖像権侵害となる。

17

大阪地判H14.5.28 イラストー新ゴーマニズム宣言

- 絵画は、写真及びビデオ録画のように被写体を機械的に記録するものとは異なり、作者の主観的、技術的作用が介在するものであるから、肖像画のように写真と同程度に対象者の容貌ないし姿態を写實的に正確に描写する場合は格別として、作者の技術により主観的に特徴を捉えて描く似顔絵については、少なくとも本件のように似顔絵自体により特定の人物を指すと容易に判別できるときに当たらないときは、似顔絵によってその人物の容貌ないし姿態の情報を取得させ、公表したとは言い難く、別途名誉権、プライバシー権等其他の人格的利益の侵害による不法行為が成立することはあり得るとしても、肖像権侵害には当たらないと解すべきである。

- 本人特定機能がないから肖像権侵害とはならない。

18

顔認識カメラの違法性の基準

- 顔認識カメラも肖像権侵害、プライバシー侵害になり得るとして、基準についてはどのように考えるべきか。
- 警察の防犯カメラに関しては、これまで裁判所によって厳しい基準が示されている。⇒ e.g.犯罪発生の高度の蓋然性
- 本調査との関係では、「一応警察とは区別される自治体」の撮影行為は、民間事業者の撮影行為に近いものとして考えるべきではないか。
- 民間事業者の防犯カメラに関する裁判例は少ない。

19

著名人コンビニ万引き事件①

- ◆ 東京地判平成22年9月27日(判タ1343号153頁)

コンビニの防犯カメラにおける撮影行為自体が肖像権・プライバシーを侵害するものとして不法行為に当たるかが争われた

【違法性の判断基準】

本件監視カメラは、客の個別的承諾を得ることなく、商品を選定・購入する姿を無差別に撮影するものであり、プライバシー権侵害のおそれを内包する。撮影が不法行為法上違法といえるかは、

- ① 撮影の目的、
- ② 撮影の必要性
- ③ 撮影の方法、
- ④ 撮影された画像の管理方法

等諸般の事情を総合考慮して、撮影されない利益と撮影する利益を比較衡量して、受忍限度を超えるものかどうかを判断すべき

20

著名人コンビニ万引き事件②

【あてはめ】

<①撮影の目的、②撮影の必要性>

万引き防止のためだけではなく、客や従業員等の生命及び身体の安全の確保の観点から必要とされており、警察からも要請されることが少なくない。(中略)本件店舗においては、2,3週間に1件程度の割合で万引きが発生しており、そのうち半数程度が本件監視カメラの映像が決め手となって、犯人が検挙されている。

21

著名人コンビニ万引き事件③

【あてはめ】

<③撮影の方法>

- 監視カメラは固定されており、特定の顧客を追跡して撮影することはない。
- 「監視カメラ作動中」の張り紙あり。
- 監視カメラのほとんどが客から見える位置にある。レジ横にはモニターも。
- 本件店舗の周囲にも日用品を購入できる店あり。

22

著名人コンビニ万引き事件④

【あてはめ】

<④撮影された画像の管理方法>

- 撮影された画像は、1か月間程度保存され、その後は自動的に上書きされて抹消される。
- 従業員に対して取扱いに注意するよう指導。財布を忘れたから見せてくれ等の要望があっても見せないように指導していた。
- 再生できる者を限定。
- 監視カメラのマニュアルを従業員には知らせておらず、従業員が監視カメラの映像を媒体に記憶させて持ち出すことは事実上不可能。



以上を総合考慮すれば、違法に肖像権・プライバシーを侵害するとはいえない。

23

著名人コンビニ万引き事件⑤

- 著名人コンビニ万引き事件では、コンビニの防犯カメラの設置・撮影が適法とされたものの、判断基準はかなり厳しい。
- 特に、①目的・②必要性のみならず、③撮影の態様を詳細に検討している点に注意を要する。

24

顔認識カメラと肖像権侵害

- 顔認識カメラによる撮影(顔認識データの取得)は肖像権侵害となり得るのではない。
- 自治体設置の場合、適法性の判断基準としては、撮影の①目的、②必要性、③撮影の態様(撮影後のデータ管理を含む)等を総合的に判断して決することになるのではない。

25

顔認識データによる認証、事業者への連携

北海道更別村

更別村の目標： 世界一長寿の村 100歳以上の人口100人

課題⑤サービス利用時の手続きが手間

⑤手続きゼロのサービス

顔認証で本人確認を行い証明書を発行します。来庁や書類記載・押印、パスワードの暗記が不要になりマイナンバーカードの活用も促進します。将来的には、証明書等をデジタルデータで交付し、民間企業にも連携します。顔認証は住民共通IDとなり、サービス提供事業者に対しての資格証明や支払いが簡略化される。人・物の移動、購買、医療、被災時、バス乗車、図書館利用、病院診療、コミュニティ参加等、生活の多様な場面を驚くことにより、住民は安心して移動や買物を楽しめるようになります。

見どころ

住民基本台帳法 第十二条の3、デジタル行政推進法 第六条の4、地方自治法234条の3及び平成16年11月10日地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）の長期継続契約の具体化



主な連携データ及び分野：申請書情報・申請内容情報・証明書情報・発行料情報

行政 支払 介護 教育 防災 農業

- ・ 顔認証での本人確認、証明書をデジタルデータで交付して、民間企業に連携
- ・ 顔認証は住民共通IDとなり、サービス提供事業者に対しての資格証明や支払いが簡略化
- ・ 住民は移動や買物を楽しめる

顔認識データによる認証、事業者への連携

北海道更別村

課題②村民の日用品の物流と買い物の利便性向上

②モノ・コトの移動

(ドローンで軒先配送と買い物サービス)

日用品、医薬品等をいつでもすぐに、軒先に配達し、未来の生活を実現します。持続可能な形で生活水準が維持され、コストダウンや、夜間悪天候時のサービスを実現し、災害時等の交通遮断の際には緊急物資輸送も可能とします。過剰在庫となる戻り便を活用した農産物等の出荷等新たなビジネスチャンスを提供します。自動運転車両を自宅付近まで移動し移動販売等の各種サービスを提供。接客ロボット、AIカメラ、IoT温度管理等を活用し24時間無人営業のスマートストアを整備しコトの移動も実現します。

AIカメラ、IoT温度管理等を活用し24時間無人営業のスマートストアを整備し

飛行にも注意

航空法第112条の2 第2項第2号の規制対象（他方、第三者上空飛行（レベル4）相当の飛行の実現、第三者物件近接飛行の容認）・貨物自動車運送事業法3条及び35条・食品衛生法 第四十八条



主な連携データ及び分野：ドローン機体情報・飛行計画情報・運行記録情報・オペレーター情報・発注情報・発注先情報・注文情報・配達情報・決済情報・ポイント情報
移動 物流 交私 照査

カメラに関する提案はこの程度だが...

インターネット投票

茨城県つくば市

【インターネット投票】

制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



共通デジタルID（つくばID）による厳正な個人認証

1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスワードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計

- ・ パスワードだけではダメか（投票所の認証との差）
- ・ 認証方法とデータの所在
- ・ ちなみに加賀市はマイナンバーカードでの認証。

食材デリバリーの受け取り

茨城県つくば市

食事の内容が個人に合った食材が自動で配送され、顔認証で本人確認の上、受け取るイメージ▼



▲ウェアラブル・デバイスで日々の運動情報やバイタルデータを送信するイメージ

- ・ デリバリーの受け取りに適しているか？たとえば同居の親族は受け取れない。
- ・ 認証方法とデータの所在



- ・羽田から飛行機と“どこでもシャトル”で約90分と東京からすごく近い。大きな荷物はそのまま宿泊施設に
- ・このまちではすべて年ふらで顔認証。顔決済が可能。空き車をリモートした宿泊施設は顔パスチェックイン
- ・市内の移動は自動運転。買ったお土産はAIドローンが宿泊施設へ運んでくれる
- ・一般家庭でどこでもランチが食べられる。山菜ご飯とお刺身の投稿を見てWeb予約
- ・すさみ町の人と触れ合い、温かくて元気が伝わってきた。理由を聞いてみると、オンライン診療やウェアラブルで安心して暮らせる仕組みが揃っているとのこと。自分もウェアラブル端末をレンタルし、ストレス度をチェック

異なるサービス間を跨いだデータの統合と解析により、定性的に感じていた満足感を定量的に分析



顔、検温カメラ、脈波、心拍、心拍変動を用いて心の状態を推測

南海トラフ地震等に備えた最先端技術による災害対策バージョンアップ

情報収集

スマホアプリや各種モニタリ、街頭カメラ、AIドローン等から被害情報や避難者の位置・属性情報を収集・分析

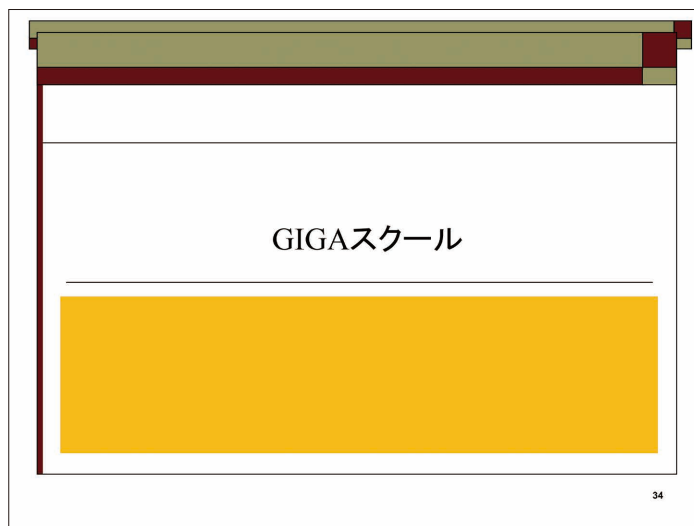


救助活動

位置情報データ等から逃げ遅れた要救助者を特定し、ヘリ等での救助活動につなげる

<避難所>

- ・顔認証カメラが避難者情報を確認し、避難所台帳を自動作成。物資の最適供給を実現
- ・バイタル常時計測で体調確認し避難生活の健康管理に活用



児童生徒の情報は安全か？

Gigazine

【無料マンガ】とにかいイジメたい曜日限定！ 第2話「運動会の主役は私」

マンガ

次のレベルにステップアップ可能な業務自動化・AI・Flutter・React・Eコマース構築などの知識が動画でサクッと身につく(Udemy) フラックフライデービル

2015年12月03日 11時11分

Googleが生徒のブラウザ閲覧履歴・検索履歴・YouTube視聴履歴を収集していることを指摘される

ウェブアプリ

いまアメリカの学校では生徒たちがChromebookを使う事例がかなり広がっているのですが、このChromebookを利用している生徒たちがどんなサイトを閲覧しているのか、何を検索したのか、YouTubeでどういった映像を見ているのか、どんなパスワードを保存しているのかといった個人情報Googleが収集していることを、電子フロンティア財団(EFF)が指摘しています。

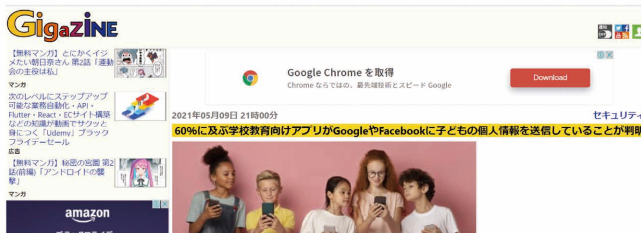
児童生徒の情報は安全か？

具体的には、GoogleのChromebookと「Google Apps for Education」がその対象です。Google Apps for Educationはクラウドベースの教育用ソフトウェアプログラムで、アメリカ全土の多くの学校で用いられています。

利用にあたって、Googleは生徒たちの個人情報広告の最適化のためには利用しないと説明していましたが、(中略)生徒たちのブラウジング履歴・検索履歴・YouTube視聴履歴・保存したパスワードなどをGoogleが知ることができる状態になっていました。

EFFIによると、Googleはこの情報収集を生徒たち、および保護者の許諾を得ることなく行っていて、また、学校によってはChromebookの利用を必須としていることから、データ収集を防ぐことができない状態の生徒たちが多数いたとのこと。Googleと教育機関との間では、正当な教育目的か、両親が利用許諾を出したとき以外は生徒の個人情報を使用しないという合意がありました。

児童生徒の情報は安全か？



The screenshot shows a website with a prominent security alert in yellow. The alert reads: "60%に及ぶ学校教育向けアプリがGoogleやFacebookに子どもの個人情報を送信していることが判明" (It has been confirmed that 60% of apps for school education send children's personal information to Google and Facebook). The website also features advertisements for Gigazine, Google Chrome, and Amazon.

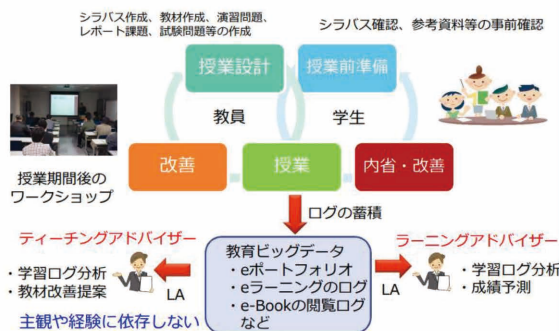
児童生徒・学校の法的地位は？

- クラウドベンダーや学習用アプリのベンダーとの契約をどう考えるか？
- 特にブラウザ利用型端末を学校で利用する場合、端末は買い切りの家電製品ではなくクラウドのサービスと一体化していることに注意すべき。
- 契約の当事者は、学校か児童生徒か？
- 児童生徒が当事者の場合、過大な契約上の義務を負うことになっていないか。
- クラウドで管理するデータの漏えい等があった場合の紛争の解決は？
 - 契約の準拠法は日本法？
 - 裁判所は日本の裁判所？

GIGAスクールに関する問題

- 学習用データをベンダーがどのように利用しているか(安全か?)という問題や、児童生徒・学校の法的地位に関する問題は、実務的なものであり、差し迫った問題として検討を要するのではないか。
- それに対して、以降のスライドのような、学習データの長期蓄積やラーニングアナリティクスの問題は、教師の教育の自由や、生徒の個人としての尊厳といった憲法上の(差し迫ってはいないが重要な)問題を提起するのではないか。

LAを用いた教育・学習の改善のモデル



「ラーニングアナリティクスセンターの取り組みについて」文科省審議会の資料から

ラーニングアナリティクスの特徴

- 膨大な学習データを記録し分析することにより、生徒の学習予測、問題行動予測が可能に
- 教育用プログラムによって教師の負担を軽減するとともに、教師の「主観や経験に依存しない」公平な教育を実現する。

教育の自由の観点

- 画一的な教育になって現場の教師の裁量がなくなると懸念があるのではないかな。
- 教育用プログラムによる介入の指示を無視することは、医療過誤のような責任問題にならないか(バイオマーカーの変化の見逃し)?

42

児童生徒のプライバシー・個人の尊厳・多様性

- 膨大で網羅的な教育ログの分析により、「その生徒」の①将来の成績、②就職等の可能性や③非行の可能性を推測することが可能
- 実際の非行の前に、③非行の可能性あり、とすることは「データベース的のぞき見」ではないか。
- 本人が自らの主体的意思に基づいて選択し行動する前に、その生徒を統計的に判断して決めつけることにならないか。自立的な個人としての主体性を否定することにならないか。
- 「様々な情報を取られて評価されている」という児童生徒の意識が、行動の委縮につながるのではないかな。
- 教育プログラムによる「精緻で平等な介入」により、児童生徒の「標準化」が進むのではないかな。

43

